

平成十二年法律第二百二十五条号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律

(趣旨)

この法律は、一般職の職員について、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関する事項を定めるものとする。

第二条 この法律において「職員」とは、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第二条に規定する一般職に属する職員(法律により任期を定めて任用することとされている官職を占める職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員を除く。)をいう。

第三条 この法律において「任命権者」とは、国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。

第四条 この法律において「各庁の長」とは、「一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。)第七条に規定する各庁の長及びその委任を受けた者をいう。(任期を定めた採用)

第五条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、人事院の承認を得て、選考により、任期を定めて職員を採用することができる。

第六条 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限つて従事させることができることが公務の能率的運営を確保するため必要であるときは、人事院の承認を得て、選考により、任期を定めて職員を採用することができる。

一 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることができることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

二 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

三 前二号に掲げる場合に準ずる場合として人事院規則で定める場合

第七条 前条各項の規定により採用される職員の任期は、五年を超えない範囲内で任命権者が定める。

第八条 給与法第六条、第八条、第十条から第十二条の二まで、第十二条の十及び第十九条の七の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

第九条 2 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十二条の五、第十二条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十二条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五条。以下「任期付職員法」という。)第七条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条の規定」と、給与法第十二条の五中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。
(給与法の適用除外等)

2 特定任期付職員に対する給与法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十二条の九第一項中「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百七十」と、給与法第二十二条中「第六条」とあるのは「任期付職員法第七条」と、給与法第二十二条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条」とする。
(特定任期付職員に対する在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の規定の適用)

特定期付職員に対する在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第一項及び第三項、第三条並びに第四条第一項の規定の適用については、同法第一条第一項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定期付職員業績手当」と、同法第三項中「及び勤勉手当」とあるのは「勤勉手当及び特定期付職員業績手当」と、「除く。」とあるのは「除く。」及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)と、同法第三条及び第四条第一項中「及び勤勉手当」とあるのは「勤勉手当及び特定期付職員業績手当」とする。
(人事院規則への委任)

第十条 この法律の実施に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

第七条 第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」といふ。)には、次の俸給表を適用する。

(給与に関する特例)

号俸	俸給月額
7	円 3 8 0 , 0 0 0
6	4 2 7 , 0 0 0
5	5 3 9 , 0 0 0
4	6 1 5 , 0 0 0
3	7 1 8 , 0 0 0
2	8 3 9 , 0 0 0
1	

(人事院の勧告等)

第十一条 人事院は、この法律に定める事項に関する調査研究を行い、その結果を国会及び内閣に同時に報告するとともに、必要に応じ、適当と認める改定を勧告することができる。

附 則

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

(平成二十一年六月に支給する期末手当に関する特例措置)

第二条 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第八条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百六十、」とあるのは、「百分の百四十五、」とする。

附 則 (平成一四年一月二二日法律第一〇六号) 抄

(施行期日) 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する特例措置

第一条 この法律は、公布の日が月の初日であるときは、(その日)から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条並びに附則第七項、第九項及び第十項の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等)

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、(その日)から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条並びに附則第七項、第九項及び第十項の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等)

この法律は、(その日)に掲げる俸給月額(第一号に掲げる俸給月額を受けていた職員について受けた職員の施行日における俸給月額)並びに改正後の規定による俸給月額及びこれを受けける期間に通算されることとなる期間)は、人事院規則で定める。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(附則第四項及び第五項において「任期付職員法」という。)第七条第三項の規定による俸給月額

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、(職員が受けた号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間に通算されることとなる期間)は、人事院規則で定める。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(附則第四項及び第五項において「任期付職員法」という。)第七条第三項の規定による俸給月額

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、(職員が受けた号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間に通算されることとなる期間)は、人事院規則で定める。

(前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けた号俸又は俸給月額は、第一条の規定による改正前の給与法若しくは一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第二百二十号)附則第十一項から第十三項まで、第三条の規定による改正前の任期付研究員法又は第五条の規定による改正前の任期付職員法及びこれらに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

(平成十四年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

平成十四年十一月に支給する期末手当又は期末特別手当(以下この項において「期末手当等」という。)の額は、第一条の規定による改正後の給与法(以下この項において「改正後の給与法」という。)第十九条の四第二項(同条第三項、第三条の規定による改正後の任期付研究員法(第一号において「改正後の任期付研究員法」という。)第七条第二項又は第五条の規定による改正後の任期付職員法(同号において「改正後の任期付職員法」という。)第八条第二項の規定により算定される期末手当等の額(以下この項において「基準額」という。)から、(職員が受けた号俸又は俸給月額を減じた額に相当する額を基準額に加えた額)とする。

この場合において、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 平成十四年十二月一日(期末手当等について改正後の給与法第十九条の四第一項後段、第十九条の八第一項後段又は第二十三条第七項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号及び次項において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で同年四月一日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月一日から施行日の前日までのものであつて、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち俸給、初任給調整手当及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「俸給等」という。)の額の合計額

二 継続在職期間について改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による俸給月額(継続在職期間において附則第二項各号に掲げる俸給月額を受けていた職員にあっては、当該期間について人事院規則で定める俸給月額)並びに改正後の規定による俸給月額(継続在職期間において防衛庁職員等といふ)であつた者から引き続き新たに職員となつた者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものについては、前項各号に掲げる額に、それぞれ防衛庁職員等との権衡を考慮して人事院規則で定める額を加えるものとする。

(人事院規則への委任)

附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則 (平成一五年一〇月一六日法律第一四一號) 抄

(施行期日) 平成十四年四月一日から基準日までの間において防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者(以下この項において「防衛庁職員等」という。)であつた者から引き続き新たに職員となつた者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものについては、前項各号に掲げる額に、それぞれ防衛庁職員等との権衡を考慮して人事院規則で定める額を加えるものとする。

(人事院規則への委任)

附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に必要な事項は、人事院規則で定める。

院規則で定める職員にあつては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 平成十七年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に新たに職員となつた者(同年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。))については、その新たに職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日)において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当(給与法第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。)及び特地勤務手当(給与法第十四条の規定による手当を含む)。並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成八年法律第百十二号)附則第十四項及び第十五項に規定する暫定筑波研究園都市移転手当の月額の合計額に百分の一〇・三六を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数(同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかつた期間、俸給を支給されなかつた期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 平成十七年六月に支給された期末特別手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に百分の一〇・三六を乗じて得た額

(昭和二十七年法律第二百六十六号)の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者であつた者から引き続き新たに職員となつた者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者との権衡を考慮して人事院規則で定める額」と、「第一号に掲げる額」とあるのは「第一号に掲げる額及び当該人事院規則で定める額の合計額」とする。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え)

第八条 切替日前の前日において次に掲げる俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額は、人事院規則で定める。

一 及び二 略
(切替日前の異動者の号俸の調整)
第九条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との權衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。(職員が受けている号俸等の基礎)

第十一条 附則第六条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けている号俸又は俸給月額は、第一条の規定による改正前の給与法、第五条の規定による改正前の任期付研究員法、第七条の規定による改正前の改正前の任期付職員法又は附則第十七条の規定による改正前の平成十年改正法附則第十一項から第十三項まで及びこれらに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)
第十二条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けっていた俸給月額(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第八十六号、第一号において「平成二十一年改正法」という。)の施行の日ににおいて次の各号において「平成二十一年改正法」といふ。)に達しないこととなるもの(人事院規則で定める職員を除く。)には、平成二十六年三月三十一日ま

での間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(給与法附則第八項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。)のうち、その職務の級が給与法附則第八項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額)を俸給として支給する。

一 平成二十一年改正法附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員(次号に掲げる職員を除く。)百分の九十九・一

二 指定職俸給表の適用を受ける職員 百分の九十八・九四
三 前二号に掲げる職員以外の職員(医療職俸給表(一)又は任期付研究員法第六条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員を除く。)百分の九十九・三四

2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、俸給を支給する。

二 任期付職員法第七条第四項
(人事院規則への委任)
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 平成一九年一月三〇日法律第一一八号
(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(人事院規則への委任)
第五条 前三条に定めるもののか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。
附則 平成二〇年一月二六日法律第九四号
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二一年四月一日から施行する。

第四条 前二条に定めるもののか、この法律(第四条、次条、附則第八条及び第十三条の規定を除く。)の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附則 平成二一年五月二九日法律第四一号
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(期末手当及び勤勉手当に係る人事院の勧告等)
第二条 平成二十一年六月の期末手当及び勤勉手当を次の表の上欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の下欄に掲げる規定によりこれら

の手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについては、この法律の施行後速やかに、人事院において、期末手当及び勤労手当に相当する民間の賃金の支払状況を調査し、その結果を踏まえて、必要な措置を国会及び内閣に同時に勧告するものとする。

第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下この表において「新給与法」という。）附則第十九条の四第二項による読み替え前の新給与法第十九条の四第二項の規定による読み替えで適用する場合を含む。

新給与法附則第八項の規定による読み替え後的新給与法第十九条の四第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

第二条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下この表に於ける「新任期付研究員法」という。）附則第二項の規定による読替え前の新任期付研究員法第七条第二項の規定に

新任期付研究員法附則第二項の規定による読替え後的新任期付研究員法第七条第二項の規定による読替え後の新給与法第十九条の四第二項

新任期付職員法附則第二条の規定による読替え後の新任期付職員法第八条第二項の規定による読替え後の新

与法第十九条の四第二項
新給与法附則第八項の規定による読み替え前の新給与法第十九条の七第二項

新給与法附則第八項の規定による読
替え後の新給与法第十九条の七第

附 募（平成二一年一一月三〇日法律第六号） 招

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公表日）から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条、第六条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の額を受けた職員の施行日における俸給月額は、当該

の指定職俸給表八号俸の額との權衡を考慮して人事院規
一 略
二 一般職の正月付賃員の采用又は合計の特例二回一回

二 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する「期付職員法」という。第七条第三項の規定による俸給期付職員法第七条第一項に規定する奉給表に掲げる号

第三条 平成二十一年十二月に支給する期末手当に関する特例措置

第三条 平成二十一年十二月に支給する期末手当の額は、
第一条第三項、第四条の規定による改正後の任期付研究員法等
正後の任期付職員法第八条第二項の規定により読み替え

（正）其の件取扱い規則第10条の規定に依る。語の種類は第六項まで（國家公務員の育児休業等に関する法律（昭和25年法律第10号）により読み替えて適用する場合を含む）。若しくは第二十二項（一）は第二項、同法後同項（二）を除く。（改訂）（昭和25年法律第10号）

しくは第七項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員法律（平成第百十七号）第五条第一項又は法科大学院への裁量的派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十一項

らの規定により算定される期末手当の額（以下この項に
げる額の合計額（以下この項において「調整額」という
の場合において、調整額が基準額以上となるときは、期

医療職俸給表（三）		福祉職俸給表	
六級	一級	六級	一號俸から九十六号俸まで
五級	二級	五級	一號俸から八十八号俸まで
四級	三級	四級	一號俸から四十四号俸まで
三級	二級	五級	一號俸から五十六号俸まで
二級	一級	六級	一號俸から六十八号俸まで
一級	（人事院規則への委任）	一級	一號俸から九十二号俸まで
院規則で定める。		一級	一號俸から九十六号俸まで
附 則（平成二十四年二月二九日法律第二号）抄		六級	一號俸から四四号俸まで
（施行期日）		一級	一號俸から十六号俸まで
二条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。			
一 第三章及び附則第八条から第十条までの規定 平成二十四年四月一日 (俸給月額の切替え)			
二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額は、当該各号に定める俸給月額及び第二条の規定による改正後の一般職給与法の指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。			
六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。			
附 則（平成二十四年二月二九日法律第二号）抄			
（施行期日）			
二条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。			
一 第三章及び附則第八条から第十条までの規定 平成二十四年四月一日 (俸給月額の切替え)			
二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額は、当該各号に定める俸給月額及び第二条の規定による改正後の一般職給与法の指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。			
六条 任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額 第四条の規定による改正後の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額			
（平成二十四年六月に支給する期末手当に関する特例措置）			
六条 平成二十四年六月に職員に支給する期末手当の額は、一般職給与法第十九条の四第二項（同条第三項、任期付研究員法第七条第二項又は任期付職員法第八条第二項の規定により読み替ええて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで（育児休業法第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項若しくは附則第八項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律第五条第一項又は法科大学院派遺法第十三条第二項の規定にかかるわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。			
一 平成二十三年四月一日（同月二日から施行日までの間に職員（一般職給与法第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）以外の者又は職員であつて適用される職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸			

俸欄に掲げるものであるもの（平成十七年改正法附則第十一条の規定の適用を受けない職員に限る。）、医療職俸給表（二）若しくは任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員若しくは任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となつた者（同月一日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、单身赴任手当（一般職給与法第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。）及び特地勤務手当（一般職給与法第十四条の規定による手当を含む。）の月額（一般職給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、俸給を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他的人事院規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

公安職俸給表（一）

除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成二十四年四月一日及び平成二十五年四月一日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成二十六年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとしている場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、二号俸)上位の号俸とする。

4 育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する前三項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、育児休業法第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

前項の規定は、育児休業法第二十二条の規定による勤務をしている職員について準用する。

育児休業法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第一項から第三項までの規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務員の勤務時間、休勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(人事院規則等への委任)

第十一條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する職員について準用する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年一一月一九日法律第一〇五号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第五条から第八条まで、第十条から第十四条まで及び第十六条から第十八条までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)第十九条の七第二項及び附則第十一項の改正規定を除く。附則第四条において同じ。)による改正後の給与法(次条及び附則第四条において「改正後の給与法」という。)の規定、第四条の規定(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(以下「任期付研究員法」という。)第七条第二項の改正規定を除く。附則第四条において同じ。)による改正後の任期付研究員法(附則第四条において「改正後の任期付研究員法」という。)の規定及び第六条の規定(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(以下「任期付職員法」という。)第八条第二項の改正規定を除く。附則第四条において同じ。)による改正後の任期付職員法(次条及び附則第四条において「改正後の任期付職員法」という。)の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。(適用日ににおける任期付職員に係る最高の号俸を超える俸給月額の切替え)

第二条 平成二十六年四月一日(以下「適用日」という。)の前日において任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額を受けていた職員の適用日における俸給月額は、改正後の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額及び改正後の給与法の指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。

(適用日前の異動者の号俸の調整)

適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の適用

第

(適用日前の異動者の号俸の調整)

第二

第二条 平成二十六年四月一日（以下「適用日」）

1

（菌用）こころする正月寸の仕事、不思議な事だ。この年は、元の年と並んで、正月の初日から通月である。

1

改正規定を除く。附則第四条において同じ。による改正後の任期付職員法（次条及び附則第四

1

則第四条において「改正後の任期付研究員法」という。()の規定及び第六条の規定(一般職の任

1

付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(以下「任期付研究員法」という。)第

1

二項及び附則第十一項の改正規定を除く附則第四条において同じくによる改正後の規程と併せて、第三章の合計二項。第一項及び附則第十一項の改正規定を除く附則第四条において同じくによる改正後の規程と併せて、第三章の合計二項。

2

〔給与法〕といふ。第十九条の七第一項の規定によつて、(以下「給与法」といふ。)第一の規定の範囲内に於ける賃金の支拂いの方法等を定め、又は第一の規定の範囲外に於ける賃金の支拂いの方法等を定め得る法律を指す。

1

附則第五条から第八条まで、第十条から第十四条まで及び第十六条から第十八条までの規定は、

1

(施行期日等)

1

施行する。

三

旅々其日去雖は、久石の日ハ、記算ニ、六月之招之な、范围内ニシテ、女守ニミテ、九月ハ、

1

則平或二六年四月一八日去津第ニ二号少

附 則 (平成二十八年一月二十四日法律第八〇号) 抄

(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第六条及び第八条並びに附則第三条の規定 平成二十九年四月一日

2 第一条の規定(一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)第十九条の第七第

二項及び附則第十一項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の給与法(次条に

おいて「第一条改正後給与法」という。)の規定、第五条の規定(一般職の任期付研究員の採用、

給与及び勤務時間の特例に関する法律(以下この項及び次条において「任期付研究員法」とい

う。)第七条第一項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の任期付研究員法(次

条において「改正後の任期付研究員法」という。)の規定及び第七条の規定(一般職の任期付職

員の採用及び給与の特例に関する法律(以下この項及び次条において「任期付職員法」という。)

第八条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の任期付職員法(次条にお

いて「改正後の任期付職員法」という。)の規定は、平成二十八年四月一日から適用し、附則第

七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第六十八条

の三第三項の規定は、同年八月一日以後に開始された国家公務員共済組合法第六十八条の三第一

項に規定する介護休業に係る介護休業手当金の額の算定について適用する。

号。以下の条及び次条第一項において「平成二十六年改正法」という。)附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。)、第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与(平成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。)又は第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与(平成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。)は、それぞれ改正後の給与法の規定による給与(平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。)、改正後の任期付研究員法の規定による給与(平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。)又は改正後の任期付職員法の規定による給与(平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。)の内払とみなす。

第三条 平成三十年四月一日における号俸の調整

表第十に規定する専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの(以下この項において「改正後専門スタッフ職二級以上職員」という。)改正後専門スタッフ職二級以上職員以外の職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び一般職の職員の給与に関する法律別表第十一に規定する指定職俸給表又は改正後の任期付研究員法第六条第一項若しくは第二項若しくは改正後の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員を除く。)のうち、平成二十七年一月一日において一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項の規定により昇給した職員(同日において平成二十六年改正法第二条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律別表第十に規定する専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級又は三級であるものその他同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して人事院規則で定める職員を除く。以下この項において「昇給抑制職員」という。)その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員の平成三十年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一級俸上位の号俸とする。

2 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とす

るもの」とし、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、同法第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 前項の規定は、国家公務員の育児休業等に関する法律第二十二条の規定による勤務をしている職員について準用する。

4 国家公務員の育児休業等に関する法律第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、同法第二十五条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

第五条 第三条に定めるもののほか、この法律(第九条及び附則第七条から第十条までの規定を除く。)の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則 (平成二九年一二月五日法律第七七号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第三

条及び第五条から第七条までの規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(次条及び附則第三条第一項において「改正後の給与法」という。)の規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(次条及び同項において「改正後の任期付研究員法」という。)の規定及び第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(次条及び同項において「改正後の任期付職員法」という。)の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合に、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給される俸給を含む。)、第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、

給与及び勤務時間の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与(平成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。)又は第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(以下この項及び次条において「任期付研究員法」とい

う。)第七条第一項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の給与法(次条に

おいて「第一条改正後給与法」という。)の規定、第五条の規定(一般職の任期付研究員の採用、

給与及び勤務時間の特例に関する法律(以下この項及び次条において「任期付研究員法」とい

う。)第七条第一項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の任期付研究員法(次

条において「改正後の任期付研究員法」という。)の規定及び第七条の規定(一般職の任期付職

員の採用及び給与の特例に関する法律(以下この項及び次条において「任期付職員法」とい

う。)第八条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の任期付職員法(次条にお

いて「改正後の任期付職員法」という。)の規定は、平成二十八年四月一日から適用し、附則第

七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第六十八条

の三第三項の規定は、同年八月一日以後に開始された国家公務員共済組合法第六十八条の三第一

項に規定する介護休業に係る介護休業手当金の額の算定について適用する。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則 (平成三十一年一月三〇日法律第八二号)

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

(給与の内扱)

第三条 改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与法、第四条の規定による改正前の任期付研究員法又は第六条の規定による改正前の任期付職員法の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内扱とみなす。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。
(人事院規則への委任)